

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国に緊急事態宣言が発令されました。事務局も現在、交代で勤務をしています。一日も早い事態の収束を願い懸命に活動している方がいる一方で、詐欺や悪質な便乗商法も増加しています。今後も現金10万円の一律給付や助成金をめぐり、詐欺や悪質商法などが予想されます。十分ご注意ください。



■適格消費者団体認定の有効期間が更新されました

4月24日に適格消費者団体認定から丸3年を迎えるにあたり、消費者庁に対して、認定の有効期間の更新申請を行っていました。この度、4月21日付けで無事更新され、有効期間は2026年4月24日までとなりました（ガイドラインの改正により、有効期間は3年から6年に延長）。これからも東北唯一の適格消費者団体として、会員の皆さまや行政・関係団体と協力しながら、消費者被害の未然・拡大防止の活動を継続していく所存です。今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

■株式会社防災センターに対する訴訟の経過報告

3月24日（火）13時30分から、株式会社防災センターに対する不当条項使用等差止請求事件の裁判が仙台地方裁判所308号法廷で開催されました。

今回の裁判では、ネットとうほく側から、主に消費者契約法10条に関する主張を行いました。

他方、防災センター側は、前回提訴した別法人にも同じ代理人弁護士が就くこととなり、次回期日までに具体的な反論を行うこととなりました。また、防災センター代表者の尋問に向けた準備も進めることとなりました。

次回期日は5月19日10時30分から仙台地方裁判所308号法廷で行われる予定です。

■消費者被害事例ラボが「津谷裕貴・消費者法実学実践賞」の表彰を受けました

昨年10月発行のニュース第32号で、ネットとうほく消費者被害事例ラボが、第4回津谷裕貴・消費者法実学実践賞の「実践賞」を受賞したことをお知らせしておりましたが、その授賞式が3月19日（木）に東京（主婦会館プラザエフ）で執り行われました。

この賞は、消費者問題の解決や消費者法の発展に大きな貢献をされた、故津谷裕貴弁護士の功績を称え、消費者法の発展及び消費者被害の根絶、消費者問題の解決に寄与した個人や団体を顕彰するため、2013年6月に創設されたものです。このうち「実践賞」は、消費者被害の予防と救済、消費者問題の解決等における実践的活動に優れた業績を上げた者に与えられる賞です。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定されていたシンポジウムや懇親会は中止となりましたが、16時からの表彰式は予定通り開催されました。ネットとうほくを代表して中里真理事が表彰状と記念品を受け取り、表彰への感謝と消ラボの取り組みを紹介する受賞者スピーチを行いました。

また、当日は津谷弁護団の団長を務める吉岡和弘理事長からも、国賠訴訟における最高裁勝訴判決までの弁護団の取り組みの報告がありました。

今回の受賞を励みとし、今後ますます消ラボの取り組みを充実させられるようがんばりましょう。



賞状を受取る中里真理事



スピーチの様子

■2020年度消費者被害事例ラボについてのお知らせ

会員の皆さまにはすでに2020年度消ラボ開催のご案内をお送りしておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月18日(月)に予定しておりました第1回消ラボは残念ながら中止とさせていただきます。

現在のところ、7月以降はご案内通り開催する予定ですが、今後の状況によっては、中止もしくは延期となる場合もございます。消ラボの日程が近づいてきましたら、HPをご確認ください。

日程	テーマ(予定)	講師
7月6日(月)	ニセ科学について	天羽優子(山形大学准教授)
9月7日(月)	広告主の法的責任	窪幸治(岩手県立大学教授)
11月12日(木)	アカウントやIDに関する相続禁止条項の有効性	小笠原奈菜(山形大学教授)
1月18日(月)	企業の「ポイント」付与サービスにおける「ポイント」の法的性質	丸山愛博 (青森中央学院大学教授)
3月22日(月)	消費者から見るオンライン上の紛争解決制度(ODR)	今津綾子(東北大学准教授)

■福島県と覚書を締結しました

ネットとうほくは、これまで東北各地の行政と消費者被害防止に向けた協働を目指して意見交換を行ってきました。そしてこの度、宮城県、仙台市に続き福島県とも「消費生活相談情報の提供及び利用に関する覚書」を締結しました。

ネット社会の今、消費者被害も広域化しており、各自治体との連携もますます必要となっております。今後も協働に向けた取組みを継続していきます。

■リレーエッセイ

ご好評をいただいているこのリレーエッセイも15回目となりました。今回は、検討委員の羽田さゆり東北学院大学准教授です。



大学でのゼミの際に「民法の知識は暮らしの役に立つよ」と学生に話したところ、「先生自身は実際に知識を役立てて暮らしているのですか」と尋ねられました。思わず、ううっ、と返答に詰まってしまいました。未然に防げるトラブルが沢山ありますから、全く役立っていないわけではありません。しかし、恥ずかしながら慌て者ゆえ、契約時に注意を欠いて結構な損をすることもあるのです。私は「か弱い消費者」の特性をやや多めに備えている存在なのでしょう。

検討委員会に出るたびに、自分以外の「ネットとうほく」検討委員は実に注意深いなあと感じます。委員ご自身が消費者被害に遭うとはとても想像できません。このような素晴らしい方々から、法知識や実務のみならず、こうした振舞いも学び取れる機会をいただくのは本当に有難いことです。ただ、こんな自分が学びを得た分に見合うほど活動に貢献できているのか、と考えると、非常に心許なく思っています。

昨年の8月まで一年ほど、ドイツで在外研修を経験しました。言葉に問題を抱えた「超か弱い消費者」になったわけですが、なかなか大変でした。特に各種サービスの解約に際しての、情報の分かりにくさや解約交渉の困難さには閉口しました。制度の問題というより「サービス砂漠」と言われる国情ゆえなのかもしれません。日本の「か弱い消費者」もこんな気持ちなのではないかと思い、消費者をサポートする存在の大切さを身にしみて感じつつ帰国した次第です。

検討委員としての貢献度合いに関する悩みからは当分解放されそうにありません。でも、もしかしたら、この「か弱さ」を生かせば、私は問題の「切実さ」について他の委員より鋭敏でいられるかもしれません。そう信じてもっと勉強して、今後の活動に一層励もうと思います。…少なくとも、重過失のある錯誤(民法95条参照:取り消せません)により大量に買いすぎたラベルシールを寄付したことがあるので、自分は本団体に全く役立っていないわけではないとも信じていますが、果たしてどうでしょうか。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp